# 文京区まちづくり協議会助成金交付要綱

昭和 63 年 8 月 15 日 63 文 ま 副 1 発第 616 号 決定 平成 4 年 12 月 1 日 4 文 ま ま 1 発第 529 号 改正 平成 16 年 6 月 2 日 16 文都計第 153 号 改正 令和 3 年 3 月 31 日 2020 文都地第 675 号 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区まちづくり推進要綱(昭和63年7月30日63文ま副1発第558号)第5条第3項の規定に基づき、まちづくり協議会(以下「協議会」という。)に対する助成金の交付に関することを定めるものとする。

(通則)

第2条 この助成金の交付については、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区 規則第44号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (協議会の認定)

- 第3条 協議会の認定を受けようとする団体は、まちづくり協議会認定申請書(別記様式第 1号)により、区長に対し申請するものとする。
- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、まちづくり協議会認定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成対象)

第4条 助成の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

#### (助成金の額等)

- 第5条 助成金の額は、5万円を上限として、当該年度の予算の範囲内で、区長が定める。
- 2 助成金の交付を受けることができる期間は、初めて助成金を受けた年度から、3年を限度とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、延長することができる。

#### (交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする協議会は、毎年度、まちづくり協議会助成金交付申請書(別記様式第3号)により、区長に対し申請するものとする。
- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、まちづくり協議会助成金交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第7条 区長は、助成金交付決定の通知を受けた協議会からまちづくり協議会助成金請求書 (別記様式第5号)により交付請求のあったときは、当該請求に係る助成金を交付する。

(実績報告及び額の確定)

- 第8条 助成金を受けた協議会は、助成金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は当該会計年度における事業計画が終了したときは、区長に対しまちづくり協議会助成金事業 実績報告書(別記様式第6号)により実績報告をしなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による報告について、その内容を審査し、助成金の額を確定し、ま ちづくり協議会助成金額確定通知書(別記様式第7号)により当該協議会に通知する。

付 則

- 1 この要綱は、昭和63年8月16日から施行する。
- 2 東京都文京区まちづくり助成金交付要綱(昭和62年8月20日63文都都発第241号。) は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年6月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

- 1 事務費(事務用品、印刷費、会場使用料等)
- 2 調查研究費

まちづく	り協議	会認	定申請	書		
				年	月	日
文京区長 殿						
	国际友					
	団体名	<i>N.</i> →►				
	代表者	住所				<i>(</i> , - , )
		氏名				(**)
			(※)本人(	代表者)の	自署又は記り	<b>占押印</b>
まちづく	り協議会	の認定	について			
このことについて、文京区まちつ 定に基づき、下記のとおり必要書				要綱第3	条第1項	の規
	記					
1						
1 活動の目的及び内容						
2 連絡先 住所(所在地)						
電話番号			(	\		
电前省万				)		,
3 添付書類						
<ul><li>(1) 団体の構成員名簿</li><li>(2) 団体の活動履歴</li></ul>						
(3) 団体の活動区域図						
(4) 団体の会則、規則等						

(5) その他合意書の写し等認定に関して必要な書類

まちづくり協議会認定通知書

年 月 日

協議会名 代表者氏名

様

文京区長

まちづくり協議会の認定について

貴団体を文京区まちづくり推進要綱第5条に規定するまちづくり協議会として 認定します。

### (注意事項)

- 1 まちづくり協議会助成金の交付を受けようとする協議会は、毎年度、区長に対し申請するものとします。
- 2 助成の対象となる経費は、事務費(事務用品、印刷費、会場使用料等)、調査研 究費となります。
- 3 助成金の額は、5万円を上限として、当該年度の予算の範囲内で、区長が定めます。
- 4 助成金の交付を受けることができる期間は、初めて助成金を受けた年度から、 3年を限度とします。

まちづくり協議会助成金交付申請書

年 月 日

文京区長 殿

協議会名代表者 住所

氏名

(※)

(※)本人(代表者)の自署又は記名押印

まちづくり協議会助成金の交付申請について

このことについて、文京区まちづくり協議会助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額

円

- 2 事業の目的及び内容
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他

まちづくり協議会助成金交付決定通知書

年 月 日

協議会名 代表者氏名

様

文京区長

まちづくり協議会助成金の交付決定について

年 月 日に申請のあったまちづくり協議会助成金について、下記の とおり通知します。

記

助成金交付決定額

円

## (注意事項)

- 1 助成金の交付決定を受けた後に、特別な理由が生じたため、事業計画の変更又は中止をしようとするときは、区長に対し、変更又は中止を速やかに申し出ること。
- 2 助成金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は当該会計年度における事業計画が終了したときは、区長に対しまちづくり協議会助成金事業実績報告書(別記様式第6号)により実績報告を行うこと。
- ※区長は、助成金の交付決定を受けた協議会が、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき、助成金を他の用途に使用したとき等は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

L様式第 5 号(第 ————————————————————————————————————	7 不因你 <i>)</i>					
	まちづく	くり協	議 会 助	成金		月
文京区長 殿						
		協議会》				
	まちづく	くり協議会	⇒助成金⊄	請求に	ついて	
年 くり協議会助成	月 日付 対金について、					を受けたまち
			記			
1 助成金請求	文額					
2 事業の目的	的及び内容					

まちづく	り	協議	会	助	成	金	事	業	実	績	報	告	書			
											年			月	E	Ε

文京区長 殿

協議会名代表者住所氏名

まちづくり協議会助成金に係る事業実績の報告について

年 月 日付 第 号 により交付決定を受けたまちづくり協議会助成金について、下記のとおり事業実績の報告をします。

記

- 1 事業実績
- 2 収支実績

まちづ	くり協議会助成金額確定通知書 年 月 E
協議会名 代表者 氏名	様
	文京区長
まちづ	くり協議会助成金の額の確定について
年 月 日代下記のとおり額を確定した	付で実績報告のあったまちづくり協議会助成金についったので通知します。
	記
1 助成金交付確定額	円
2 助成金交付額	円
3 返還額	円